

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（所内常設直流電源設備（3系統目）・特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護）【2】）」

2. 日時：令和3年12月15日 10時45分～11時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官◎、西内安全審査官、畠山安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部（原子力建設）部長◎ 他7名◎

5. 要旨

（1）九州電力より、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（所内常設直流電源設備（3系統目）・特定重大事故等対処施設に係る有毒ガス防護）について、資料に基づき説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は、以下の事項等について説明を求めるとともに、引き続き事実関係の確認を進める旨を伝えた。

○ 蓄電池（3系統目）からの給電手順について、8時間以内に現場で不要負荷を切り離す操作を保安規定でどのように整理しているのか説明すること

○ 蓄電池（3系統目）からの給電に伴う負荷の切り替え及び不要負荷の切り離しについて、対象負荷毎の操作場所を説明すること。

（3）九州電力より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料（保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針）〔所内常設直流電源設備（3系統目）〕

以上